

経営所得安定対策等の推進

1 目的

稲作・畑作の経営基盤強化を図るため、滝川市農業再生協議会に対し、経営所得安定対策等（以下「対策等」という。）の円滑な運用や需要に応じた米生産の推進等に必要な経費を補助します。

2 事業内容

（1）経営所得安定対策等

- ① 対策等の普及、助言・指導を行います。
- ② 対策等の加入受付、交付金の申請手続き等を行います。
- ③ 交付対象水田等の現地確認を行います。

（2）米の需給調整

- ① 営農計画書の受付・調整を行います。
- ② 生産の目安の設定を行います。

3 予算額

項目	令和6年度予算額	備考
(1) 経営所得安定対策等		
(2) 米の需給調整	8,073千円	経営所得安定対策等推進事業費補助金

参考 令和5年度国から農業者に交付された交付金 1,112,647千円

＜対策等の概要＞

○ 対策等の目的

諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するとともに、農業者の拠出に基づくセーフティネットを構築することにより担い手農家の経営の安定化を図る。また、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を推進し、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により農業経営の安定化を図る。

○ 対象作物

- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
- ③ 水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金）
麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、そば、なたね、地域振興作物（花き、トマト、アスパラ、雑穀等）等
- ④ コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）
加工用米、新市場開拓用米、麦、大豆、子実用とうもろこし等

○ 交付対象者

- ①、②：認定農業者、認定新規就農者、集落営農（いずれも規模要件なし）
- ③：地域の水田収益力強化ビジョンに基づいた取組の実施者
- ④：地域の産地・実需協働プランに参画する販売農家及び集落営農

連絡先

農政担い手育成係 TEL 28-8033